

原子力規制庁組織令案要綱

第一 次長（第一条関係）

原子力規制庁に、次長一人を置くこと。

第二 総括整理職の数（第二条関係）

原子力規制庁の所掌事務の一部を総括整理する職に係る原子力規制委員会設置法（以下「法」という）。

（第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とすること。

第三 原子力規制庁の課等の数（第三条関係）

一 原子力規制庁に置く課及びこれに準ずる室に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、六とすること。

二 原子力規制庁に置く課長に準ずる職に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とすること。

第四 施行期日（附則関係）

この政令は、法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行すること。